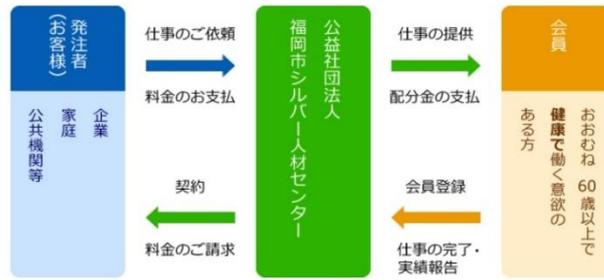


## シルバー人材センターが引き受ける仕事のしくみ

請負または委任：センターが引き受ける仕事の多くがこの形態です



センターが発注者（お客様）からお仕事を引き受け、会員が業務を遂行します。

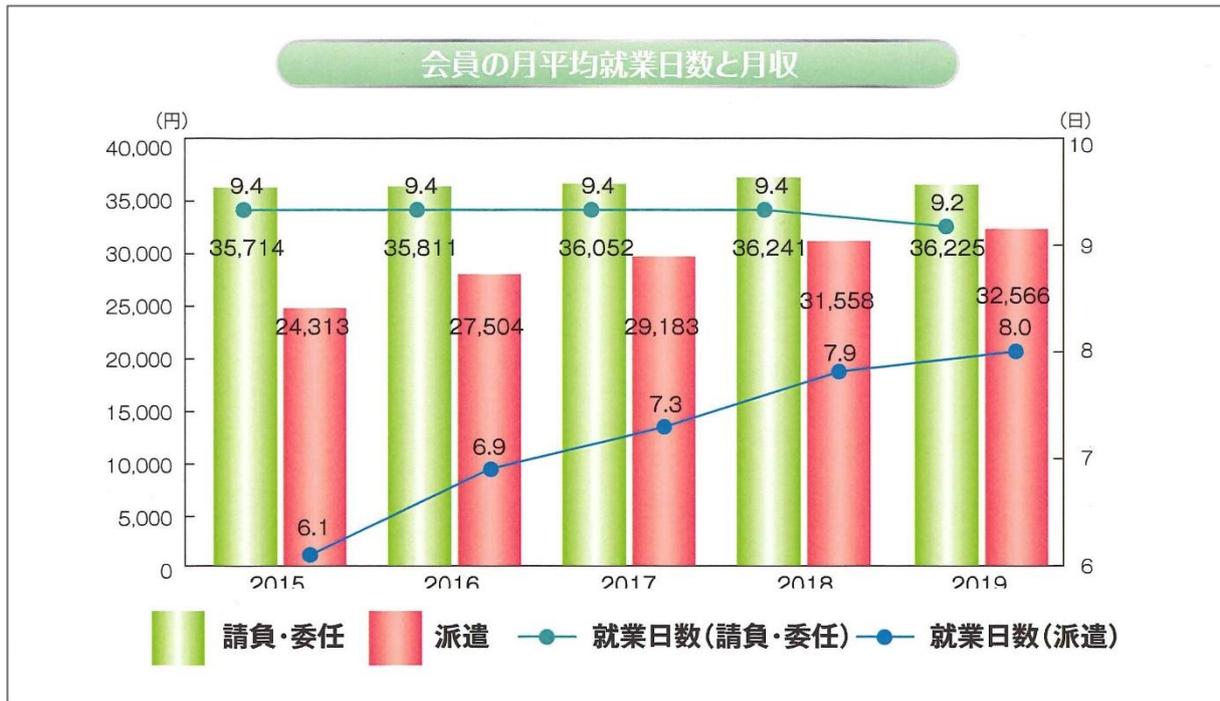
- 1人の会員が就業できるのは、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」（月10日または週20時間未満）となります。長時間または長期間のお仕事は、複数の会員によるローテーション就業となります。
- センターと会員、会員と発注者（お客様）との間に雇用関係はありません。万が一、会員が就業中または就業の行き帰りの事故については、労働災害補償保険（労災）は適用されません。センターが加入するシルバー保険で対応します。

出典：福岡シルバー人材センターHP

**Q** シルバー人材センター事業における消費税の取扱いを教えてください。

**A** 請負・委任で働いた場合、配分金には消費税が含まれています。会員はいわゆる「個人事業主」として仕事をするようになるため、「納税義務者」になります。消費税を納税する義務が発生するのは標準期間（2年前の1年間）における課税売上高（配分金の総額）が1,000万円以上の事業主です。課税売上高が1,000万円未満の事業主は納税義務が免除されます。2023年10月1日から「適格請求書等保存方式」が導入され消費税の取り扱いが変わります。

出典：笛吹市シルバー人材センターHP



出典：シルバー人材センター事業の概要 2020